商標

## 商標とドメインネームの紛争が頻発 不正目的取得ではない場合の手当ても必要

インターネットと商標を取り巻く環境 にも変革が見られる。その最も顕著な傾 向は、一定の周知性を獲得している(と 目される) 他人の商標と抵触するドメイ ンネームの使用を差し止め、あるいはこ れを正当権利者へ返還 (移転) するよう 命じる法的判断がなされるようになった ことである。富山地裁における jaccs.co.jp事件、工業所有権仲裁センタ ーでの goo.co.jp事件、 itoyokado. co.jp事件、sonybank.co.jp事件、およ びicom.ne.jp 事件などの一連の紛争がこ れに該当する。

各事件の結論だけに着目すると、「周 知商標と抵触する一切のドメインネーム は登録を維持できない」という原則が確 立されたかのような印象を受けるが、事 案はおのおの複雑な事情を抱えており、 ここで示された判断を一般化することに は慎重でなければならない。ドメインネ ーム取得を法的判断の名の下に制限する ことは、結論の是非はともかく、インタ ーネットが可能にした自由かつ迅速な情 報流通の仕組みを後退させるおそれがあ るからである。

#### ドメインネームと「商品等表示」

jaccs事件第一審判決が、ドメインネ ームを用いたサイト運営を「商品等表示 の使用」と認定した意義は大きい。ドメ インネームと、商標その他の商品等表示 との抵触問題は、不正競争防止法の射 程範囲であることが明らかとなったから である(判決は、ドメインネームの文字 列が有する意味と当該サイトの表示内容 との総合判断で、出所識別標識であるか どうかを決するとした)。

情報やサービスの提供サイトがドメイ ンネームによって特定される以上、ドメ インネームは当該サイトを表示するため の標識と同視できるので、これを不正競 争防止法上の「商品等表示」と解するこ とにそれほど違和感はない。しかし、出 所表示機能を共通にするとはいえ、ドメ インネームの「排他性」は純粋に技術的 な事情によって裏付けられているにすぎ ず、そもそも「混同防止」といった法的 価値判断を経た上で観念される排他権と は異質なものである。

ドメインネームの役割は、やはりサーバ ーの「住所表示」に原点があるのであっ て、排他性の根拠を競業秩序維持の目的 に求めることはできない。その結果、ド メインネーム相互の関係には類似概念を 持ち込まず、迅速な情報流通基盤の構築 を容易にしているのである。

この点をおろそかにした議論をすると、 ドメインネームシステムが商標法や不正競 争防止法的な観点のみで処理されるおそ れがあり、妥当性を欠く。ドメインネー ムと商標の問題は、まさに両者の価値観 の衝突により生み出されているのであり、 一方が常に優位に立つわけではない。

#### ドメインネーム取得行為の類型

とはいえ、ドメインネームの登録・使 用が他人の財産の侵奪・毀損を前提とし たものであってはならない。そこで前記の 各事例を通じて、どのような類型のドメ インネーム取得行為・使用行為が禁止さ れるのかを見てみると、おおむね以下のこ とがうかがえる。第一に、当初から金銭 取得の目的で他人の周知商標その他の周 知・著名な商品等表示をドメインネーム として登録・使用する場合(jaccs. co.jp 事件)。第二に、当初善意で登録したド メインネームが、その後周知化した他人 の表示と一致するのを奇貨とし、社会的 に相当といえる程度を越えた手法を用い て当該ドメインネームを使用する場合 (goo.co.jp事件) である。 なお、 sonybank.co.jp事件では、3rdレベルド

メインに初めて「要部」の概念を用いる ことによって、登録ドメインネームと周知 商標との類似性 (紛争処理方針第4条 a(i)) が肯定されるに至った。

ドメインネームの移転・取り消しのた めには、ドメインネームが「不正の目的 で登録又は使用されていること」の立証 を必要とするが(紛争処理方針第4条a(i ii))、上記の類型はいずれも「不正目的」 の実質的内容を言い表したものというこ とになる。なお、周知商標保有者に対す る妨害意図がないとしても、当該周知商 標を構成する言語上の特徴・周知の程度 (著名性) により不正目的を認定される 場合もある (itoyokado.co.jp事件)。

#### 善意によるドメインネーム取得

真の善意者によるドメインネーム取得 には、法律の規制が常に及ぶわけではな いという手当てをしておく必要があるとす るなら、登録者の主観的事情を考慮する しかない。よって、不正競争の定義規定 に行為者の主観を明示していない法律で ドメインネーム問題を処理しようとする と、合理性を欠く場面も生じ得る。jaccs 事件では、ドメインネーム登録が「他人 の営業表示の価値の毀損しであるとされ たが、ドメインネーム登録だけで直ちに周 知商標の財産的価値が減じられるとは言 い難い。また、表示されるホームページ の内容によって、これが周知商標保有者 の管理・運用にかかわるものでないこと を直感できる場合には、混同惹起行為 (不競法第2条第1項第1号) の類型とし て処理するのも困難である(jaccs事件で は同第2号を適用)。その意味で、前記 「金銭取得目的のドメインネーム登録 | 「不適当手段によるドメインネーム使用」 を端的に不正競争と位置付けるには、立 法的解決を図るべきであろう。

(香原修也 弁理士)



# 「インターネット白書ARCHIVES」ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年~2012年までに発行したインターネット の年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以 下のウェブサイトで公開しているものです。

### http://IWParchives.jp/

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- ●記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- ●収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の 著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- ●著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- ●このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくま で個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- ●収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名お よび年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記くだ さい。
- ●オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D (初期は株式会社インプレス)と 著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全 に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的 な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D | 🖂 iwp-info@impress.co.jp

©1996-2012 Impress R&D, All rights reserved.